

ス ポ ー ツ N P O の 役 割 と 可 能 性

2 0 0 2 年 1 2 月 1 7 日

1 1 9 9 2 4 5 z 宮 崎 明 生

は し が き

卒業論文のテーマとして「スポーツ」と「NP O」を取り上げた。その理由は、卒業論文は大学での勉強の集大成であり、ゼミで勉強してきたことと、ゼミと同じくらい、もしくは4年間活動したものであることから、ゼミ以上に頑張ったとも言えるサッカーサークルでの活動から学んだスポーツの重要性をからめた研究をしたかったからである。

ゼミの活動を通して、いろいろなことを知り、学び、そして考えさせられた。先生や先輩、仲間の発言を一生懸命理解しようとし、みんなについていこうと頑張った。そのような2年間のゼミの活動は決して楽なものではなかった。時には辛いこともあった。しかし、仲間とともに一つ一つ乗り越えていき、自分の視野も少しは大きくなったように思える。

勉強をしたあとには、運動をして、さわやかな汗をかくことが私にとって一番である。だから毎週水曜日と土曜日に、二時間から三時間サークルでサッカーをした。スポーツは健康の維持・増進につながり、またストレス発散など、精神的にも良い作用を及ぼすものであり、老若男女問わず必要なものである。私自身としては、サッカーは気分をリフレッシュし、また明日から勉強を頑張ろうという気分になることができる、かけがえのないものである。

しかし最近、運動をしない人、または、や

りたくてもできない人が多いということを知った。私は大学を卒業して、社会人になっても、スポーツと触れ合っていきたいと思っている。スポーツなしの生活は考えられない。スポーツをする気にならない人や、スポーツをすることができない人、そして私自身のためにも、スポーツ振興は重要なテーマである。

そのように考えていた時、生涯スポーツ社会を実現させようと試みるスポーツNPOの存在を知り、研究を始めたのである。

好きなことを研究することは楽しかったのだが、その道のりは決してあまいものではなかった。この論文をどうにか完成させることができたのは私一人の力では決してない。数々の貴重なアドバイスをいただいた谷本先生やゼミの先輩方、また共に励まし合った仲間がいたからこそである。ここで深く感謝の意を表したいと思う。

宮崎明生

スポーツ N P O の役割と可能性

目次

第 1 章	スポーツの普及を目指して	1
第 2 章	社会におけるスポーツ	4
第 1 節	文化としてのスポーツ	4
第 2 節	競技スポーツと生涯スポーツ	6
第 3 節	社会環境の変化とスポーツ	7
第 4 節	スポーツの実施状況	11
第 3 章	N P O とスポーツ	19
第 1 節	N P O とは	19
第 2 節	N P O とスポーツの関係	23
第 3 節	スポーツ N P O の種類	24
第 4 章	これまでの日本のスポーツ	29
第 1 節	国のスポーツ振興	29
第 2 節	これまでのスポーツクラブ	33
第 5 章	総合型地域スポーツクラブ	41
第 1 節	総合型地域スポーツクラブとは	41
第 2 節	総合型地域スポーツクラブ育成	

	への取り組み	43
第3節	クラブ発足の多様性	45
第4節	先進的事例	47
第5節	先進的クラブの比較・分析	61
第6章	これからのスポーツNPO・スポーツ クラブ の可能性	70
参考文献	一覧	73
参考URL	一覧	75

第 1 章 スポーツの普及に向けて

近年、少子化の進行、学校週五日制の完全実施、自由時間の増大、高齢化社会の進展、都市化や生活の利便化など、さまざまな社会環境の変化により生活様式は変化してきている。人々の中には、スポーツや運動といった身体活動の機会や場を失い、それによって気付かぬうちに精神的ストレスが増大している人も多いのではないだろうか。そのストレスは心身の健康に大きな影響を与えてしまう。

このような状況において、生涯にわたり明るく豊かな生活をおくるために、身近な地域でスポーツに気軽に親しみ、健康・体力を保持増進していくことができる環境を整備し、国民一人ひとりが日常生活の中にスポーツを豊かに取り入れることができる生涯スポーツ社会を実現していくことが重要になのではないだろうか。

これまで地域におけるスポーツへの参加形態としては、スポーツ教室やイベントなどのスポーツ事業が展開されたり、学校や職場を中心とした運動部活動やスポーツサークルという形で行われたりしてきたが、今後、地域住民の自主的な運営による、拠点となる施設を有し、複数種目が実施可能で、子供から高齢者までのあらゆる年齢層の会員で構成される、総合型の地域スポーツクラブをつくることが、スポーツの潜在人口の掘り起こしや豊かなコミュニティづくりを目指す上で重要であると考えられる。

文部科学省では、2000年9月にスポーツ振興基本計画を策定し、公表した。この基本計画は、生涯スポーツ社会の実現に向け、2001年度から2011年度までの計画期間内に、全国の各市町村に少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを創設・育成することを目標としている。⁽¹⁾この計画により、わが国における生涯スポーツ社会の実現への具体的な取り組みがスタートしたといえる。

総合型地域スポーツクラブは、クラブを構成する一人ひとりがスポーツサービスの受け手であると同時に、創り手であるという主体性を前提とし、これによって地域におけるスポーツ文化の確立を目指すものである。

ただし、それぞれの地域でスポーツ発展の歴史や施設、人的資源、スポーツ団体などのスポーツ環境、そして人口動態なども様々である。このため、総合型地域スポーツクラブへの取り組みも、こうした地域の実情を踏まえ、地域住民、スポーツ団体、行政等が連携・協力し、できるところから進めていくことが重要である。

スポーツクラブの設立目的は金銭的な利益追求ではない。そして社会に影響を与えるやり方がよい。それがNPO（非営利組織）ならできるかもしれない。折しも1998年3月に特定非営利活動促進法（NPO法）成立し、12月1日より施行された。そのNPO法で対象となる活動の一つがスポーツ振興である。任意団体がNPO法人格を取得するこ

とで様々なメリットを得ることができたり、活動内容の多様化を図ったりすることができると考えられる。

NPO法人はスポーツクラブになることができ、また、スポーツクラブを支える団体にもなり得る。ただし、NPO法制定からまだ4年しか経っていないため、これからどうなるかわからない。基盤が脆弱なところも多いかもしれない。しかし、今後、社会に変革をもたらす大きな力を持つ可能性がある。そのようなスポーツNPOと、生涯スポーツを提供するスポーツクラブのわが国の先進的事例を紹介し、比較・分析しながら、これからの可能性を考えていこうと思う。

(1) 渡辺 [1 5] 2 3 ページ

第 2 章 社会におけるスポーツ

第 1 節 文化としてのスポーツ

スポーツとはいったい何なのであるだろうか。この問題はスポーツ社会学において様々な議論がなされてきた。そして、1968年のメキシコオリンピックの際に開かれた国際スポーツ体育協議会のスポーツ・フォー・オール宣言の中で「スポーツとは遊戯の要素を含み、フェアプレイなどの規範によって統制され、他者や自然、あるいは自己との競争を目指す活発な身体運動である」⁽¹⁾と定義されている。しかし、今日においてもスポーツの定義に関する議論は続いている。それは「スポーツ」ということばが指示する現象は多様であり、たとえその多様な現象のすべてに共通する性質を抽象することは可能であっても、その結果は極めて無内容となり、現象に関する重要な要素は欠落してしまう可能性があるからである。⁽²⁾

そこで、まず sport の語源を調べてみたところ、disport の略形であり、古代フランス語 (se)de(s)porter (みずから楽しむ) の名詞化された desport の借用語である。そして、この言葉の語源は、「気晴らし、遊び戯れる」に転意したラテン語の deportare (もち去る、移る) に発している。したがって、「スポーツは遊戯の領域に含まれる」と考えることはできる。⁽³⁾

次に、歴史をみてみると、1975年にヨーロッパ評議会で「ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章」が採択された。この憲章の第一条は「すべての個人はスポーツに参加する権利を持つ」と明記されている。そしてスポーツ振興・促進運動は国際的な広がりを持つに至った。⁽⁴⁾ その3年後の1978年にはユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」が採択された。これはスポーツが人間の基本的権利の一つであり、「みんなのスポーツ」が国際的政治課題であることを表明するものであった。⁽⁵⁾ そして、スポーツに対する従来の理念は、根本的に変更し、少数エリートからすべての国民のスポーツへという理念が表明されたのである。

さて、日本に目を向けてみると、スポーツの考え方は、日本体育協会という名称にも象徴されるように、スポーツを教育的な価値あるものとしてとらえてきたため、価値観を表現する定義を含むことが多いようである。例えば、スポーツ振興法では「スポーツとは、運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達をはかるためにされるものをいう」⁽⁶⁾と記載されている。スポーツの転形としての「体育」が辿ってきたプロセスは、「文化」のそれとは全く別のものではあった。「体育」は、日本における近代の始まり、明治期においては、「富国強兵」のスローガンの下、もう一方の近代化とも言える「軍人氣質の育成」という目的のために利用されたという歴史的経緯

がある。その当時「体育」から人々が学び得るものは、スポーツの楽しさというよりは、むしろ、強靱な精神と肉体を形成するための鍛錬と修養であったのである。

そのような背景があったとしても、スポーツは文化である。文化とは、人間がその生活を支え、豊かにし、向上させるための創意・工夫や努力の結晶であり、考え方や行動の仕方、道具などの物質の全てを含むものといえる。つまり人間にとって文化とは、日常生活を豊かにし、その質を高めてくれる営みである。そしてスポーツとは、健康や体力の維持・増進を促すものであり、コミュニケーションを生み出すものといえる。すなわち、スポーツは生活に楽しみや喜びを与え、より豊かなものにしてくれる営みである。このような意味から考えればスポーツは文化なのである。

第2節 競技スポーツと生涯スポーツ

スポーツは、その目的によって競技スポーツと生涯スポーツに分類することができる。

競技スポーツとは競技水準の向上を主たる目的として行われるもので、自己の可能性の追求や極限への挑戦といった最高度の競技性を求めていく視点にたったスポーツの楽しみ方といえる。このようなスポーツのフロンティアを切り拓いていく競技スポーツは、競技を行う人のみならず、競技を見たり、応援したり、競技大会の準備・運営を支えることなどを通じて、すべての人々がその素晴らしさ

を享受できるものである。

特にオリンピックやサッカー・ワールドカップなどにおいて、選手たちの極限へのひたむきな挑戦、その結果として生まれる記録は、見る人すべてに大きな夢と感動を与えるとともに、国民、特に、次代を担う青少年のスポーツに対する興味や意欲をかき立て、わが国におけるスポーツの普及・振興、青少年の健全育成に大いに寄与している。(7)

一方、生涯スポーツはだれでも、いつでも、どこでも気軽にすることができ、それを通じて人々の交流、ネットワークを広める機会を求め、生きがいとして生涯続けていけるものである。この生涯スポーツと同じような意味で生活スポーツ、コミュニティスポーツ、地域スポーツ、市民スポーツ、大衆スポーツ、国民スポーツ、社会体育、ライフスポーツという言葉なども使用されている。

今回、私が注目したのはこの生涯スポーツである。そしてその生涯スポーツの場を提供する役割を果たすと期待されているものが総合型地域スポーツクラブである。総合型地域スポーツクラブは主にヨーロッパで見られる形態で、チーム型の単一種目クラブではなく、多種目からなっている。また、子供から高齢者、障害者を含む多世代型のクラブであり、一中学校区くらいを範囲とした地域住民が運営するスポーツ活動の場の定着を目指すものである。

第 3 節 社会環境の変化とスポーツ

第 1 章で述べたように、近年、日本の社会環境は急速に変化してきている。様々な面で便利さと快適さをもたらしたが、同時にいろいろな問題を生みだしている。

(1) 機械化の進行

あらゆる場面で機械化が進行し便利になった反面、身体活動を行う機会が失われ、慢性的な運動不足におちいりやすい状況にある。

例えば、交通機関の普及にともない「歩く」という日常的な運動が著しく減少してしまった。また、職場では、さまざまな機械の導入により全身的な作業の減少、作業内容の単純化、精神的疲労の増大などがもたらされた。

そのようなとき、スポーツが運動不足を解消し、体力の保持増進をはかり、精神的な緊張を解放する上で有効な働きをするものと考えられる。

(2) 都市化と自然環境の変化

現代は、都市化にともなって人口の移動がはげしくなり、また、職場における仕事中心の生活が多くなったこともあり、地域社会では親密で人間的な交流の場が失われてきている。

スポーツはそのような交流の場を可能にし、仲間との連帯感を高めるなど、地域社会作りにも役立つと考えられる。

また、日常の生活環境から自然が失われてくると、野外スポーツを楽しむなかで自然の美しさにふれたり、自然を介して人と人とが

交流を深めたりすることは大きな意義を持っている。

(3) 少子化の進行

わが国では少子化が進行している。それが学校教育に及ぼす影響として、文部科学省の中央教育審議会は、子供が切磋琢磨する機会の減少。親の過保護・過干渉。子育ての経験と知識の伝承が困難。学校行事や部活動の存続が困難。良い意味での競争心の希薄化、などの問題点を挙げている。(8)

(4) 学校週五日制の実施

2002年度からの学校週五日制の完全実施により、子供たちの週末の過ごし方がより重要になってきている。それは、何もかも学校任せの状態から脱却し、子供を家庭や地域に帰そうという趣旨も込められている。(9)
その一方で、児童・生徒数の著しい減少による学校運動部活動の休廃止や必修クラブの撤廃によって、子供の体力・運動能力の低下が危惧され、日常生活における身体活動の重要性が求められている。

このような状況のなか、学校・地域・家庭をつなぐ重要な手段として、また児童・生徒の身体活動の場としてスポーツが注目されている。

(5) 高齢社会

平均寿命が延びていることとともにない、急速な高齢化が進んでいる。団塊の世代が高齢期に入る2020年頃には、高齢者の割合が4人に1人に達する超高齢化社会になると予

測されている。(10)国民的負担率の観点から、老人医療費の抑制、年金制度改革、公的介護保険制度全体の改革が急ピッチで進められており、セーフティネットの充実が求められている。その一方で、介護を必要とせず自立して通常に日常生活を送ることのできる元気老人が高齢者の約8割を占めることから、高齢者をこれまでのように社会的な弱者と位置付けるのではなく、心身ともに健康で活力あふれる生活を送るとともに、新たな地域づくりに重要な構成員として参画できるような制度基盤の充実が求められる。この高齢社会においては健康がキーワードとなる。健康増進志向が一層高まるにつれスポーツを実践する人々が増加すると予測される。

(6) 労働環境・価値観の変化

わが国は、一人当たりの国内総生産は世界でもトップクラスにあり、余暇や健康、自己実現など心の豊かさが一層重視される傾向にある。したがって労働時間の短縮や就労形態が変化するものと考えられる。労働時間の短縮によって一日の自由時間が増大するだけでなく、週休二日制の普及や、有給休暇・夏期休暇の日数増などにより、まとまった休日が増加している。また、家事労働も住居形態・家族構成の変化に伴い短縮傾向が見られる。

一方、若者や高齢者を中心に、アントレプレナーシップを持つ人々の設立するベンチャー企業やNPOなどが、新たな経済社会の担

い手として台頭するなど、世代や職業によって大きく異なる価値観が様々な局面で生じてきている。

労働環境の転換や価値観の変化は、人々のライフスタイルを多様化させつつある。これらのライフスタイルにマッチしたスポーツ環境の整備が求められていることはいうまでもない。

第4節 スポーツの実施状況

上述したような社会環境の変化が起きている現在、人々はどのようなスポーツを、どのような所で、どのようにして行っているのであらうか。それらを検証することは、スポーツ振興を進めるうえで重要な手がかりとなる。

(1) 運動・スポーツ実施状況

わが国成人のスポーツ人口の動向を調べるために、1992年以来笹川スポーツ財団は「スポーツライフに関する調査」を実施している。この調査では、成人男女の運動・スポーツ実施状

図表 2-1 頻度・時間・強度による
スポーツ実施レベルの分類

(出 所 : S S F [9] 3 2 ペ ー ジ)

況を実施頻度、実施時間、運動強度の3のつの基準で分類している。過去1年間にまったく運動・スポーツをしない水準をレベル0、週2回未満の水準をレベル1としている。実施頻度が週2回以上をレベル2とし、そのうち1回あたりの運動に30分以上の時間を費やす水準をレベル3、さらにその中で主観的な運動強度が「ややきつい」以上の条件をクリアする水準をレベル4としている。

レベル4は厚生労働省やアメリカスポーツ医学会が推奨する運動実施水準を満たすものである。レベル4の割合は調査開始以来着実に増加しており、レベル3も同じような

図表 2-2 レベル別に見る
スポーツ実施状況の推移

漸増傾向をたどっている。一方レベル0は、1992年と1994年には約半数であったが、近年は減少傾向を示している。また、レベル1は3割前後、レベル2は7～9%で横ばい状態を示している。

次に総理府「体力・スポーツに関する世論調査」(1972～2000)からわが国成人の運動・スポーツ実施状況の推移をみることが

できる。過去
1年間に何ら
かの運動やス
ポーツを実施
した者は、1
976年以降
65%前後で
推移していた
が、90年代
からはやや上
昇傾向を示し
ている。

一方、過去
1年間にまっ
たく運動やス

ポーツを行わなかつた者は3割前後で推移し
ているが、彼らが回答する運動・スポーツを
行わなかつた理由は「忙しくて時間がないか

図表 2-3 スポーツ実施状況と
スポーツクラブ加入状況

(出 所 : S S F [9] 3 3 ペ ー ジ)

図表 2-4 運動・スポーツを行わなかつた理由

(出 所 : S S F [9] 3 3 ペ ー ジ)

ら」が40～50%、「仲間がいないから」が4～7%、「場所や施設がないから」が1～4%、「運動・スポーツが好きではないから」が7～12%でそれぞれ推移している。

(2) 性別・年代別・地域別にみるスポーツ実施状況

性別にみるスポーツ実施状況

笹川スポーツ財団の「スポーツライフデータ」(1993～2000)から、男女ごとの運動・スポーツ実施状況をみるとができる。

まず、レベル4に着目すると、男女と

図表 2-5 性別にみる
スポーツ実施状況の推移

(出所：SSF[9]33ページ)
ともに増加傾向を示し、2000年では男女ともに2割弱がこのレベルに達している。一方、レベル1は、男性が女性を10%強上回りながらほぼ横ばいで推移していることがわかる。

これらの結果から、定期的な運動・スポーツ実施には男女差はみられないものの、不定期的な運動・スポーツの実施については、男性の実施率が女性より高いことがわかる。

年代別にみるスポーツ実施状況

と同様に「スポーツライフデータ」から

運動・スポーツ実施状況の推移を年代別にみることが出来る。レベル4、レベル3では年代による明確な差は見出せない。一方、過去1年間まったく運動スポーツをしていないレベル0の割合は、1992年から2000年にかけて、各年代ともに約10～30%と大きく減少した

図表 2-6 年代別にみる

が、60歳台、70歳以上の高齢者で割合が高く、年代間に差がみられる。

スポーツ実施状況の推移

また、レベル1では、20歳代で45%、30歳代で40%、40歳代で35%、50歳代で25%、60歳代で20%、70歳以上で10%を基準値とする変動幅5%前後で横ばいとなっており、

(出所：SSF[9]34ページ)

年代が高くなるほど割合が小さくなっている。これらの結果から、高い年代ほど運動・スポ

スポーツを実施しない者が多く、不定期的な運動・
スポーツへの参加率が低いことがわかる。

図表 2-7 地域別にみる

スポーツ実施状況の推移

このような年代別のスポーツ実施の動向から、高齢者ほどスポーツに積極的な層と、関心のない層に二極化する傾向があることがうかがえる。

地域別にみるスポーツ実施状況同じく「スポーツライフデータ」から全国を8地域ブロックに分類して、運動・スポーツ実施状況の推移をみてみる。

レベル4に注目すると、1992年で

(出 所 : S S F [9] 3 4 ペ ー ジ)

は四国の14.0%と北海道の10.8%が平均値6.7%を大きく上回り、中国が1.9%と著しく低い。1994年には、四国は引き続き12.5%と高く、中国は1.9%から5.4%に上昇し、東北が4.7%減少して3.0%の最下位となった。1996年には中国、四国、九州の3地域が10%を超えた。さらに、1998年には、近畿7.9%と北海道18.6%を除く6地域が平均値13.0%前後に集まった。そして、2000年には北海道24.1%と近畿23.0%が20%を超えた。

全体的に実施率は上昇傾向にあるが、北海道と東北で約10%の差があるなど、地域格差は是正されていないことがわかる。

以上のように、いくつかの資料をもとにわが国におけるスポーツ実施状況を見てきたが、運動・スポーツへの関心が高まっているなかで、運動・スポーツが生活の一部になっていない人々も多いことがわかる。特に、老人や女性は、若い男性に比べスポーツをしにくい状況にあるのではないだろうか。また地域によってもスポーツ環境に差があることも問題である。どこの町にも、だれもが気軽に楽しめるスポーツクラブがあれば、スポーツ人口はもっと増えるものと考えられる。

(1) 影山 [1] 134 ページ

(2) 多々納 [11] 39 ページ

-
- (3) 多々納 [11]27 ページ
 - (4) SSF[9]28 ページ
 - (5) SSF[9]29 ページ
 - (6) 森川 [2]199 ページ
 - (7) 文部科学省 [4]45 ~ 46 ページ
 - (8) SSF[9]12 ページ
 - (9) 読売新聞、2002年7月8日「硬直性を見直す好機」
 - (10) SSF[9]13 ページ

第 3 章 N P O と ス ポ ー ツ

第 1 節 N P O と は

近年、わが国において N P O が注目されてきている。N P O とはノン・プロフィット・オーガニゼーション (Non・Profit・Organization) の略で、営利を目的としない団体の総称である。

N P O は事業収益をあげてはいけないといふことではない。ただし、その収益を寄付してくれたい会員やメンバーに再配分してはいけないうところのポイントである。N P O の基本要件としては市民の自発的な組織が、社会的使命を持ち、非配分原則に基づいて運営されることである。

N P O とは、広い意味では民法 3 4 条で定められた社団法人や財団法人などの公益法人や、社会福祉法人・学校法人・医療法人などの特別法に基づく広義の公益法人と呼ばれる組織、そして次に述べる特定非営利活動法人 (N P O 法人) が考えられる。さらに、特別法に基づく協同組合、商工組合、政党や労働組合なども含まれる。

しかし、公益法人は行政から独立すること、が難しく、逆に行政に依存しているところも少なくない。(1)

では、市民の視点から考えてみると、これまで日本は、政府の力が強く、社会に不満があっても個人では対応できないと諦める傾向があった。しかし、阪神大震災をきっかけ

としてボランティアがブームとなり、市民レベルでの活動の意義が注目されだした。そして、個人レベルの「生きがい志向」が強くないり、社会の中で何か意義があることをしたいという自己実現欲求としてボランティア活動に関わる人が増えてきたのである。その結果として、1998年に簡易に法人格が取れることを優先している特定非営利活動促進法（NPO法）が施行された。

NPO法では、団体が活動する分野を次に示す12分野（保険・医療・福祉社会教育まちづくり文化・芸術・スポーツ環境保全災害救済地域安全人権擁護・子育て推進国際協力男女共同参画子供の育成以上の団体への支援）⁽²⁾に限定されている。

そのようなNPOの社会的意味として、先駆性、多元性、批判性、人間性があげられる。政府は社会問題がある程度大きくならなければ対応せず、企業は自らの利益にならないことはやりたがらないであろう。しかし、NPOは社会の問題解決に対して、先駆的に取り組むことができるのである。そして、いろいろな価値観で社会サービスを提供するといった多元性や、第一セクター、第二セクターを第三の目から見て問題点を探すといった批判性も重要である。さらに、社会サービスの中には人間性に基づかなければできないもの、人間対人間の社会サービスで、行政でも企業でもなじみにくいものがあることから、心の

ケアをするのに必要な人間性というものも NPO の社会的意味としてあげられる。(3)

今回、私は一般の人々が自ら問題意識を持ち、スポーツの普及を目指すべきという考えを持っていることから、同じ公益のためでも、一般市民が社会的使命を持って活動する NPO 法人に注目した。だが、法人格を取らずに、社会のニーズに応えるサービスをしている団体もあり、そのような団体も NPO と考え、研究対象に加えた。

これ以降、NPO とは法人格の有無に関わらず市民の自発的な組織と考えて進めることにする。

ところで、任意団体と NPO 法人との違いは何であろうか。実質的には活動において差がないこともありうる。しかし、『図説 NPO 法人の作り方』(鶴田著 P H P 研究所、2002 年) によると、法人格を持つことによるメリットは次のような 11 つがあげられている。(4)

社会的に認知された存在であるから、法人としての契約の主体になれる。
法人名で銀行口座を開設できる。
団体の土地や建物を登記する場合、法人の名前でできる。
補助金や寄付金あるいは清掃事業などの受託事業は法人のほうが受けやすい。
公共施設を利用する場合でも証明などのわずらわしさがなく、かつ入場料の徴収もできる。

法人格を持つ以上、定期的な情報公開が義務づけられるので、社会的な信用につながる。

国際的に活動する場合、法人格がないと受け入れられない。

営利目的でないことを理解してもらえる。働く場としてのNPO法人は、企業とは別の新しい選択肢になる。

運用資金の借入れや調達が法人名で行える。NPO法人に寄付した場合、寄付者に税控除を認めるので、寄付金収入が得られやすい。

では、次にNPOを機能面からみていこう。

NPOのタイプとしては時代とともに変化しつつあり、三つに分類できる。それは、チャリティーを行う慈善型NPOが主体であった時代、60年代後半から70年代の政府・企業に直接行動を行う監視要求型NPOの運動が広がった時代があったが、80年代からは社会的商品・サービスの提供・アドボカシーを社会的事業として行う事業型NPOが増加してきた。

ところで、これまでは企業という収益を前提にして考えられてきたのだが、最近では、社会的な課題を解決するということを企業の理念におき、そのことを事業として行っていくといったような社会志向型企業というものがでてきた。よって、NPOと企業との境界線は曖昧になってきたのである。

第 2 節 N P O と スポーツ の 関 係

第 2 章、第 4 節のスポーツ実施状況を見て
も、現代社会では、一般的にスポーツをす
機会が少ないのではないだろうか。学生時代
までは運動をよくしていたのに社会人になっ
てからは運動しなくなっただけという人も多
いだろう。その原因の一つとしては、身近な
ところにスポーツをする場がないことなどが
考えられる。したがって、生涯スポーツとい
う文化活動を普及させること自体、NPOが
社会的使命に十分なっている。また、第 2
章の第 3 節で示したように、近年の社会環
境の変化から生まれた問題のなかには、生涯
スポーツ社会の実現により改善・解決できる
ものもある。さらに、マラソン大会などのス
ポーツのイベントを開催することにより、「町
おこし」をすることもできる。生涯スポーツ
は生活の一部となるべきものであり、また、
現代が抱える社会問題の中に、スポーツの場
が増えることにより改善または解決できる
ものもある。したがって、NPOがスポーツ振
興を図る活動をする価値は十二分である。そ
こで地域住民はNPOを作る、または既存の
NPOと協力し、さらには行政や企業と関
わっていき、地域に根付いた、個人のライフ
ステージに応じた、スポーツ活動の場の定着
を目指していくべきである。このように考
え、人々が増え、現在の社会的使命を持った

スポーツ N P O の数が増えている。

第 3 節 スポーツ N P O の種類

では具体的にスポーツ N P O を見ていく。
スポーツ N P O 法人は、その性格から、スポーツ
クラブ系、スポーツイベント系、スポーツ
N P O サポート系、複合系の四つに分ける
ことができる。(5)

(1) スポーツクラブ系

ヨーロッパのスポーツクラブのように、地
域住民を対象に実技指導、活動場所の提供、
仲間づくりなどスポーツクラブサービスを行
う団体である。文部科学省のスポーツ振興基
本計画にもある「総合型地域スポーツクラブ」
が法人格を取る場合もこれに含まれる。「かな
がわクラブ」(神奈川県)「北海道バーバリア
ンズラグビーフットボールクラブ」(北海道)
などがある。

「かながわクラブ」

1979年4月、横浜市神奈川区にある銀
嶺幼稚園と神大寺幼稚園のサッカークラブの
卒園児を集め、かながわクラブが発足した。
そして、ちょうどうまい具合に、横浜市が学
校開放事業を軌道に乗せようとしていた時期
であった。クラブ員の保護者に港北小学枚の
PTA会長がおり、そこを活動拠点とするこ
とがトントン拍子で進んだのである。

当時の日本ではスポーツは学校体育が中心
であった。しかし、ヨーロッパや南米では非常
にサッカーが盛んであり、それらはすべて地

域に密着したスポーツクラブの一部門として
繁栄していた。「どうせやるならサッカー先進
国を見習い、学校体育とは一線を画した、地
域に密着した総合型のスポーツクラブにしよ
うじゃないか」ということで始まった。だか
らあえて「かながわサッカークラブ」や「か
ながわFC」とはせず、「かながわクラブ」と
した。また、小さい子供でも読めるように、
かながわをひらがなにした。

組織形態は、クラブを支える母集団である
「後援会」があり、会員は「後援会費」を月々
千円納入していた。運営は母親たち、指導は
指導者が行なうといった役割分担もしっかり
なされていた。当時からサッカーの指導法に
はかなりこだわり、根性論を極力排除し、科
学的なデータをもとにそれぞれの年代にあっ
た方法を取り入れてきている。

1999年11月に組織を大きく発展させ
るためにNPO法人格を取得した。地域住民
の誰もが、いつでも気軽にスポーツに親しみ、
定期的・継続的に実践していくことができる
ように。そんな理想のもと、かながわクラブ
は日々活動している。(6)

(2) スポーツイベント系

スポーツに関するフォーラムやセミナーな
どの各種イベントを中心に活動し、広く市民
のスポーツ活動への参加促進などを啓発する
団体である。「ジュース(JWS: Japanese
Association for Women
in Sport)」(茨城県)な

どがある。

「ジュース」

このNPO法人の一番の目的はこれからの日本や世界で男女共同参画社会を築くため、それをスポーツという手段や分野で推進することである。

その目的を実現させる足がかりとして考えていることは、特にスポーツにおける女性の参加を促すこと、女性がリーダー的立場に就く機会を増やすことである。それと同時に、スポーツ界における女性の地位を向上させることによって、ひいては女性全体の資質と社会的地位を向上させることまでをもターゲットに入れている。

そのような遠大な理想と夢をかかげ、しかも現実のものとするために、この組織はつくられた。さらに、国内的および国際的な組織と連携することによって、日本および世界のあらゆる場、あらゆる機会、あらゆる人たちに啓発や支援活動を行っていかうと考えている。(7)

(3) スポーツNPOサポート系

各種スポーツ協会や連盟などの法人化をはじめ、スポーツに関する各種情報提供や相談などに応じてスポーツNPOの活動を支援していく団体である。「クラブネッツ」(福島県)などがある。

「クラブネッツ」

NPO法人クラブネッツは、総合型地域スポーツクラブの設立を目指すオーガナイザ

ー・コーディネーターの集まりである。オーガナイザーは、健康や運動・スポーツについての正しい知識をもっていることはもちろん、総合型地域スポーツクラブづくりのスペシャリストであると同時に、これからの地域社会に再生の活力を注ぎ込む担い手でもある。日本列島を東と西に分けて、50ずつの総合型地域スポーツクラブの設立と50名ずつのオーガナイザーを発掘していく100ヶ所プランをミッションとしながら、事例提案型の情報提供をしている。(8)

(4) 複合系

高齢者介護、社会教育、まちづくりなどを主たる目的とし、その事業の一部としてスポーツにも取り組む法人である。「夢創エヌ・ピー・オー」(三重県)などがある。

「夢創エヌ・ピー・オー」

この団体はNPO法で定められた12の分野のうち、保険・医療・福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、文化・芸術・スポーツの振興、環境の保全、地域安全活動、子ども健全育成、以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動、といった8つの分野の活動を行っており、その中で、主たる活動分野は環境の保全を図る活動である。

掲げる目的は、三重県を始めとする地域の経済、社会、生活者に対して、環境保全、福祉、教育、文化、スポーツに関する事業を行い、地域経済、社会、生活の推進及び振興に

寄与することである。

今後、行政のスリム化が進めば、スポーツへの公的資金の投入はきわめて難しくなり、市場原理下では、受益者負担が当然となるであろう。このような中、新しいスポーツサービスの供給主体となるスポーツNPOへの期待は一層高まるものと考えられるからである。

(9)

(1) トレーニングジャーナル 2002年 7月
13 ページ

(2) 谷本 [12] 322 ページ

(3) 山岡 [18] 13 ~ 17 ページ

(4) トレーニングジャーナル 2002年 7月
12 ページ

(5) S S F [9] 185 ~ 186 ページ。また S S F [10]
では、会員などが日常的にスポーツを
実施している「活動系」、対価として
の収益事業に係る「事業系」、スポー
ツ施設などの管理・運営に係る「施設
系」、スポーツに関わる支援を行う「サ
ポート系」、スポーツに係る情報提供
を行う「情報系」と5つに分類してい
る。

(6) 日本スポーツクラブ協会 [6] 41 ~ 44 ペ
ージ

(7) トレーニングジャーナル 2002年 7月
28 ~ 29 ページ

(8) クラブネッツ [w 3]

<http://www.clubnetz.or.jp/aboutnetz/newmaingate.htm>

(9) 日本 N P O センター [w 6]

<http://www.npo-hiroba.or.jp/search/manual/02877.html>

第 4 章 これまでの日本のスポーツ

第 1 節 国のスポーツ振興

スポーツは本来、個人の私的かつ自由な活動領域に属するものであるが、国としても、国民の健康の維持増進、社会的連帯感の形成、国民経済の発展といった観点からスポーツ振興政策を重視している。そこで、これまでのわが国のスポーツ振興政策とスポーツ行政制度の現状をみていこうと思う。

(1) スポーツ振興政策

「スポーツ振興法」

1961年、東京オリンピックを開催するにあたり、その根拠法令としての性格を持たせたスポーツ振興法が定められた。それ以来約40年にわたって、この法律がわが国のスポーツ振興の基本的な法律であり、これを所管する文部科学省を中心に、地方教育委員会との連携のもとでスポーツ振興が図られてい

る。スポーツ振興法は、全23条からなり、スポーツの定義に始まり、行政計画の策定、施設整備、指導者養成、国民体育大会や各種競技会の開催、研究、補助金などスポーツ振興に必要な関連領域を網羅した法律である。一方、制定当時の時代背景や文部科学省の役割から、営利を目的とした商業スポーツやプロスポーツには言及していない。この法律は、東京オリンピックの成功、国体の安定化、各種スポーツ指導者の養成やス

ポ一ツ施設整備の促進に貢献したが、一方で
は訓示的な性格が強く、実効性に乏しいとい
う指摘もある。不確定な財源に加えて、第4条
「計画の策定」に定められた40年近く策定さ
れた感がある。政府の役割が不明確であった
ため、政府からである。この点を補足する策
として、保健体育審議会の答申をスポーツ振
興の基本計画として活用し、その機能を果た
すこと、2000年9月にスポーツ振興基本計
画が定められたこと、そのための新しい新し
い財源としてスポーツ振興投資法の収益が見
込まれることにより、よりよい状況となった。
（1）

「スポーツ振興基本計画」
21世紀におけるわが国のスポーツ振興政
策策を体系的かつ計画的に推進していくた
めに、1999年9月、文部大臣は「スポーツ
振興法」第4条に基づいて「スポーツ振興
基本計画」を早急に策定すべく保健体育審
議会に諮問した。同審議会は、約1年の歳月
をかけて「スポーツ振興基本計画のあり方につ
いて豊かなスポーツ環境を目指して」と題
する答申を2000年8月に答申した。
基本計画は全体で3章からなり、生涯ス
ポーツ、競技スポーツ、学校体育・ス
ポーツ構成されてい、今後おおよそ10年
間の方向性を定めたものである。

そして、2005年に見直しを行うこととしている。(2)

この計画の特徴として、政策目標を明記したことがあげられる。生涯スポーツの振興では国民のスポーツ実施率を50%に、競技スポーツではオリンピックにおけるメダル獲得率を3.5%にあげることがを目標としている。

また、計画の実施主体として、国、都道府県、市町村の行政はもとより、スポーツ団体、企業などの役割について言及しており、行政計画ではあるものの社会計画として広く策定されている点にも特徴がある。

各分野において重要となる施策に絞った点もまた特徴といえる。「総合型地域スポーツクラブ」「一貫指導体制」「ナショナルトレーニングセンター」「学校運動部活動の見直し」などに焦点をあて、それぞれの施策を連携して一体的に進め、わが国の新しいスポーツシステムの形成を計画的に推進することを明記している。

この基本計画に掲げられた諸政策を推進していくためには、その裏づけとなる財源の確保が必要となり、これまでの国や地方自治体の予算やスポーツ振興基金とともに、2001年からスタートするスポーツ振興投票制度(サッカーくじ)の収益金の活用が大いに期待されている。

「スポーツ振興投票法」

1996年、通称サッカーくじ法と呼ばれるスポーツ振興投票法が制定され、スポーツ

振興のための新たな財源が見込まれるようになった。(3)

この法律は、超党派のスポーツ議員連盟による議員立法として成立した。その背景として、1993年に発足したJリーグの成功に加え、少子高齢化や長引く不況の影響から、わが国のスポーツシステムが変革期にあることがあげられる。

収益の用途は第21条で定められており、地域スポーツの振興を中心に配分することとされている。さらに詳細については、文部科学省法令で定めることとなっており、スポーツ振興投票の収益配分についても省令で定められる。

(2) スポーツ行政制度の現状と課題
わが国では、スポーツ振興法上、文部科学省を中心にスポーツ行政制度が整備されている。諸外国ではスポーツ振興に関する各種の権限や財源をオリンピック委員会に付与する例もあるが、わが国では文部科学省のものが地方自治体の教育委員会など行政そのものがスポーツ振興を図る体制をとっている。財団法人日本オリンピック委員会や財団法人日本体育協会への補助事業は、文部科学省が一般会計予算から支出しており、両団体とも民間としての独自性を保持しつつも、現実に行政機構の一部として組み込まれている。

わが国のスポーツ振興を支えてきた学校も文部科学省が所管するものであり、学校運動

部活動のみならず体育科教育そのものに深く
関与していることから、青少年のスポーツ環
境の整備は文部科学省…教育委員会のライ
ンナップ、2002年のサッカーワールドカ
ップなど、文部科学省が所管しており、国際
競技の開催や参加についての施策を担って
いる。プロスポーツについては、文部科学省
が所管するものではないが、財団法人日本
プロサッカー協会、社団法人日本プロサ
ッカー協会（Jリーグ）などが文部科学省
の所管法人であることから、実際には文部
科学省によるスポーツ行政の範疇に含まれ
る。学校とならんでこれまでわが国のス
ポーツ振興を支えてきた企業スポーツにつ
いては、所管が明記されておらず、経済産
業省と文部科学省の境界領域といえるだ
ろう。なお、「高齢者健康福祉祭（ねんりん
ピック）」、「パラリンピック」は厚生労
働省が、国のメインスタジアムとなる総
合運動公園などの施設整備は国土交通省
が所管するなど、スポーツ行政を広く捉
える場合には多くの省庁が関係すること
になる。（4）

第2節 これまでのスポーツクラブ

（1）スポーツクラブの4つの形態

現在、日本におけるスポーツクラブは四つ
に分類できるといわれている。それは中
学・高校の部活動や大学の運動部といっ
た学校スポーツクラブ。企業のサークル、同好

会と、いっ た企 業 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 。 ス ポ ー ツ
少 年 団 、 家 庭 婦 人 バ レ ー 域 ポ ー ツ ク ラ ブ 。 お 年 寄 り ゲ
ス イ ミ ン グ ス ク ー ル 、 フ ィ ッ ト ネ ス ク ラ ブ と
い っ た 民 間 ス ポ ー ツ ク ラ ブ の 現 状 を み て い く 。
四 つ の 学 校 ス ポ ー ツ
全 国 高 等 学 校 体 育 連 盟 に よ る と 、 高 校 で の
部 活 動 部 員 数 は 1 9 9 2 年 が 約 1 6 6 万 人 だ
っ た の に 対 し て 、 1 9 9 9 年 に は 約 1 2 6 万
人 と 激 減 し て い る 。 (6) 特 に 、 都 市 部 で は 部
員 の 減 少 に よ り 従 来 の よ う な 活 動 が で き ず 、
廃 部 や 休 部 に 追 い 込 ま れ る 例 も あ る よ う だ 。
隣 接 す る 学 校 と 合 同 で 一 つ の の 部 を 作 っ た り 、
生 徒 が 部 活 動 だ け 他 校 の 練 習 に 参 加 し た り す
る と い う ケ ー ス も で て き て い る 。 少 子 化 に 加
え 、 参 加 率 が 低 下 し 、 ま た 、 高 齢 化 し た 指 導
教 員 を 引 き 継 ぐ 指 導 者 が い な い と い う 背 景 も
あ る 。 こ こ で 注 意 す べ き こ と は 、 部 員 数 の 減
少 率 が 少 子 化 に よ る 生 徒 数 の 減 少 率 を 上 回 っ
て い る と い う こ と と 、 少 子 化 に よ る 生 徒 数 の
減 少 が 、 教 員 採 用 数 を 減 ら し 、 そ れ が 顧 問 の
先 生 の 高 齢 化 や 人 数 不 足 に も つ な が っ て い る
と い う こ と で あ る 。
こ れ に 対 し て 、 文 部 科 学 省 は 、 地 域 の ス ポ
ー ツ 指 導 者 を コ ー チ と し て 活 用 し た り 、 オ リ
ン ピ ッ ク の メ ダ リ ス ト や プ ロ ス ポ ー ツ 選 手 を
特 別 コ ー チ と し て 学 校 に 派 遣 し た り す る こ と
で 、 部 活 動 を 活 性 化 さ せ よ う と し て い る 。
ま た 、 学 校 週 五 日 制 の 完 全 実 施 に よ り 、 学

校でのスポーツクラブ活動の一部、または、全部を社会の教育力にゆだねることの是非についても検討する必要があるだろう。

企業スポーツ

大崎企業スポーツ事業研究助成財団の「企業スポーツの在り方および運営方法に関する調査研究」(1997)によると、企業がスポーツチームや選手を保有する目的は「従業員の連帯感の醸成・士気高揚」「企業知名度の向上」「地域に対する貢献」の順であった。そのような目的で、企業は、独自のチームを保有や、競技大会の後援・協賛などを通じて、わが国の競争力の向上やスポーツの普及に貢献しており、特にトップレベルの選手の雇用やスポーツ環境の提供といった育成・強化に貢献してきた。

それが、バブル経済崩壊後は、以前ほどの経済成長や事業拡大が期待できなくなったりと、スポーツの国際化やオーブン化といった事態に遭遇して企業スポーツが相対的に魅力を失ったことで多くの企業スポーツチームが解散・休部をしてきた。

また、企業スポーツはその性格からしてバレーボール、女子マラソンなどそれぞれ時代ごとの特定の人気競技に集中するという一面があり、問題といえる。

しかし、今後、わが国のスポーツ振興を図っていく上で企業の果たす役割は依然として大きいと考えられることから、引き続き、企業がスポーツを支援しやすい条件整備を進め

ることが望まれる。また、従来、企業による支援は競技スポーツに偏りがちだったが、今後は、企業自身も地域社会の構成員として、その保有するスポーツ施設や指導者等の資源を地域スポーツの振興に還元することが望まれる。

そのようななかで、企業スポーツクラブが地域のスポーツクラブとして再出発するチームも誕生してきている。

地域のスポーツクラブ
地域スポーツクラブの主であるスポーツ少年団の構成比については、財団法人日本体育協会の「スポーツ少年団育成事業報告書（2000）」を見てみると、小学生が88.1%、中学生が10.7%、高校生以上が1.2%（1999年）となっている。全体的に、団員数は減少しているが、少子化による減少とほぼ同様の減少率である。また、平均団員数は26.3人と減少しているが、少年団の数はほとんど変化していない。

その他の地域スポーツクラブについて、1995年に財団法人日本スポーツクラブ協会が行った調査によると、92%が単一種目型であり、60%近くが限られた年齢構成のスポーツクラブであった。また平均会員数は31人であった。

地域スポーツクラブの共通点は、ほとんどが単一種目、単一年齢、小規模独立型のクラブというところだ。そのような規模の小さいクラブに起こり得る問題として、小学校卒業と

とも、少年団も卒業したが、中学には希望する
る部の違いや、少年団にいったようなものが考
えられ
る。

地域スポーツクラブは、生涯を通じて活動
できるという利点はあるがクラブ自体の永続
性や公共性等が懸念される。生涯スポーツを
支え
るに足るクラブにするためには、クラブの永
続性や公共性を高める必要がある。複合種
目型
スポーツクラブに移行する必要がある。民間
のスポーツ産業も、豊かなスポーツラ

イフの実現のためには、重要な役割を果たし
ている。民間スポーツクラブには、フィットラ
ブなどがあ
る。バブル崩壊後の景気低迷の中
で、フィットネスクラブの新設が頭打ちにな
ったにもか
かわらず会員数は伸びている。その
背景には、中高年齢層の健康意識の高まり
や入会金値下げ、営業時間の延長、シニア
会
員・ナイト会員などの多様な会員制の導入、
中高年齢層を意
識した温浴施設の充実にあ
わ
せて、総合型フィットネスクラブの増加があ
るもの
と考
えられ
る。
そのよ
うな民間スポーツは健康維持、増進
にはなるが、その提供するサービスは、競

需要の多いスポーツに偏ってしまう傾向がある。さらに、一部においては入会金、会員権が高額である等の問題がある。

(2) スポーツクラブの現状分析

これまでわが国のスポーツは、学校と企業、特に学校を中心として発展してきた。学校はスポーツの普及や振興という面と同時にトップレベルの選手の育成といった役割を果たしてきた。しかし、本来スポーツは楽しむためであったのに、勝ちにこだわりすぎてしまい、スポーツを楽しめなかったり、運動の苦手な選手はなかなか試合に出場できなかったりする人も多いのではないだろうか。さらに、たとえ、部活動で楽しくスポーツができたとしても、学校を卒業してしまうとスポーツに親しむ機会が著しく減少してしまうという状況になっている。また、勤務先の企業の中にもスポーツクラブは存在しているものの、一部のトップレベルの選手を対象としているものであったり、サークル的なものであったりもするものが多い。日本のスポーツ実施率が低いのは、学校を卒業してしまうとスポーツを行う場がなかなか得られないということもその一因といえるだろう。

このような状況を改善するためには、地域におけるスポーツ活動を活発にしていこうことが必要である。地域においてスポーツを行うことが可能であれば、学校を卒業し、社会に出た後でも継続的にスポーツに親しむことが

容易となるからである。そのためには、地域の
のスポーツクラブなどスポーツ活動の組織が
必要となっていく。しかし、わが国の地域スポーツクラブはほと
んどが小規模で単一種目を行い、限られた
年齢構成によって組織されたクラブである。
地域スポーツクラブは、地域住民の自主性に
よって組織されたもので、その意味では生涯
スポーツを推進するにあたって中心となるべ
き組織だと考えられる。ただし、小規模、単
一種目、限られた年齢構成の地域スポーツ
クラブでは、生涯スポーツ社会を
実現するためにはいくつかの問題が
考えられる。(7)

第一には、継続性の問題である。わが国の
単一種目型スポーツクラブは、小規模である
ためか、その4分の1近くが五年から十年の
間で消滅しているといわれている。このよう
な状態では、継続してスポーツを行おうとし
ている人にとって大きな問題があると同時に、
スポーツクラブと地域社会の関係が築けず、
スポーツクラブが地域社会になかなか受け入
れられないこととなる。

第二には、効率的な施設の利用がなされな
いという点である。スポーツクラブ同士の
横の連携が必ずしも十分でなく、公共スポ
ーツ施設の使用などについても、約6割のスポ
ーツクラブが同一時間帯では公共スポーツ施
設を独占して使用している。少人数のクラブ
が一つの施設を使用することは、施設利用の

面から非効率であり、全国の地域スポーツクラブがそのような主張をするのであれば、限りないスポーツ施設が必要となってしまう。第三には、年齢層が限られているため、年ごとに自分に合ったスポーツクラブを探す必要がある。自分のニーズに合ったスポーツクラブを探すことは、小規模のスポーツクラブが多数存在し、それぞれのスポーツクラブの情報が十分に提供されていない状態では、容易なことではなく、その煩雑さからスポーツクラブへの所属そしてスポーツ活動そのものを途中でやめてしまうひともでてくると思われる。

現在の地域スポーツクラブに関するこのような問題を考えると、生涯スポーツの拠点となる組織として、規模がそれなりに大きくても消滅することが少なく、どのような年齢でも所属でき、多くの種目ができ、さまざまな技術レベルの人にも対応できるようなスポーツクラブが必要である。それが次章で扱う「総合型地域スポーツクラブ」である。

-
- (1) S S F [9] 1 7 5 ペ ー ジ
 - (2) 文 部 科 学 省 [5] 2 5 0 ペ ー ジ
 - (3) 地 域 ス ポ ー ツ 推 進 研 究 会 [1 4] 2 3 5 ペ ー
ジ
 - (4) S S F [9] 1 7 6 ~ 1 7 7 ペ ー ジ
 - (5) 地 域 ス ポ ー ツ 推 進 研 究 会 [1 4] 2 8 ペ ー
ジ
 - (6) S S F [9] 4 9 ~ 5 0 ペ ー ジ
 - (7) 文 部 科 学 省 [4] 1 2 9 ~ 1 3 1 ペ ー ジ

第 5 章 総合型地域スポーツクラブ

生涯スポーツ社会を実現できるスポーツクラブと、
クラブとして総合型地域スポーツクラブという
主にヨーロッパ諸国に見られる形態がわが国
においても登場してきた。

第 1 節 総合型地域スポーツクラブとは

総合型とは 3 つの多様性を包含していること
を指している。一つは種目の多様性、一つは技
術レベルの多様性、そしてもう一つは技
術レベルの多様性である。(1) 総合型地域ス
ポーツクラブは、こうした多様性を持ち、日
常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員
である地域住民個々人のニーズに応じた活動
が質の高い指導者のもとに行えるスポーツク
ラブであるが、改めてその特徴を挙げるこ
下のようになる。(2)
単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種
目が用意されていること。
障害者を含み子供から高齢者まで、また、
初心者からトップレベルの競技者まで、そ
して、楽しみ志向の人から競技志向の人ま
で、地域住民の誰もが集い、それぞれが年
齢、興味、関心、体力、技術、技能レベ
ルなどに応じて活動できること。
活動拠点となるスポーツ施設を持ち、定期
的、継続的なスポーツ活動を行うことがで
きること。
質の高い指導者がいて、個々のスポーツニ
ーズに応じた指導が行われること。

スポーツ活動だけでなく、できれば文化活動も準備されていること。また、総合型地域スポーツクラブは、生涯スポーツの拠点であり、以下のような多様な役割がある。(3)

ライフステージに応じたスポーツ活動ができる、スポーツ文化を確立できること。地域コミュニティの形成につながる。子どもたちの社会教育の場になること。公共施設や地域の指導者を有効に利用できること。地域への誇りが持て、地域の活性化につながる。運動部活動との連携・協力を行うことで子どもに多様なスポーツ環境を提供できること。以上のような多様な役割を持つ総合型地域スポーツクラブと言っても、主役は地域住民である。すなわち地域住民が各地域でそれぞれの育み、発展させていくのスポーツクラブな点である。したがって地域とは一般的に拠点施設を中心として、会員が自転車等で無理なく日常的に集うことのできる範囲になるだろう。

総合型地域スポーツクラブとは、このような地域における総合型のスポーツクラブである。誰もが行いたいスポーツを自由に選択できるとともに、各種のイベントなどいろいる形で楽しむことのできる身近な場である。言い換えると、内輪で楽しむ私益ではなく、地域住民に開かれた公益を目指した、経営意

識を有する非営利的な組織である。

したがって、クラブ育成には自主的な運営、自主財源を主とする運営、クラブとしての理念の共有、という基本認識のもとに取り組むことが必要になるだろう。

第2節 総合型地域スポーツクラブ育成への 取り組み

文部科学省では、生涯スポーツ活動の拠点として総合型地域スポーツクラブを提唱し、その全国展開を推進している。

スポーツ振興基本計画においては総合型地域スポーツクラブの全国展開について、2010年までの到達目標を以下のように掲げている。⁽⁴⁾

全国の各市町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成する。各都道府県において少なくともひとつは広域スポーツセンターを育成する。

さらに、文部科学省は総合型地域スポーツクラブの全国展開を図るために1995年度から「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を実施するなど、各種の取り組みを行っている。さらに、総合型地域スポーツクラブが地域住民のニーズを踏まえて創設され、継続的・安定的に運営されるためには、個々のクラブだけでは解決できない課題も少なくなく、クラブの活動を後方支援する広域スポーツセンターが重要である。そこで、1999年度からは広域スポーツセンターの育成モ

開催している。(6) この講習会は、クラブの運営に必要な事業計画の立案、マーケティング、会計事務、施設・設備及び危機管理などの項目について63時間の講習を行うものである。この講習会で養成されたクラブマネージャーが、全国各地の総合型地域スポーツクラブの運営の要として活躍することが期待される。

第3節 クラブ発足の多様性

現在、文部科学省をはじめ、都道府県やスポーツ団体がスポーツクラブを育成する事業に取り組んでいるが、地域住民による自発的な取り組みにより育ったクラブや、企業チームを母体に誕生したクラブなど、新しいタイプのスポーツクラブがでてきている。

総合型を目指す地域のスポーツクラブを設立するきっかけとして、以下にいくつか示してみよう。クラブの設立のきっかけや経緯も地域によってさまざまである。多くの地域が、それぞれの地域の実情に合わせて、既存の枠にとらわれず、自由な発想からスタートしていったほしい。(7)

- ・ 学校関係者が主体となるケース
- ・ 学校の運動部活動と地域との連携から生まれる。(成岩スポーツクラブ)
- ・ 学校開放の運営組織が核となる(向陽スポーツ文化クラブ)
- ・ 大学の人的資源や物的資源を活用して生ま

れる。(所沢市西地区総合型地域スポーツクラブ)

- ・地域のスポーツクラブが主体となるケース
- ・スポーツ少年団が核となる(双葉ふれあいクラブ)
- ・既存の地域スポーツクラブの種目を核として、多項目型に発展する。
- ・既存の地域スポーツクラブが連合する。

- ・企業スポーツクラブが主体となるケース
- ・企業チームを母体に地域のスポーツクラブに移行する。(湘南ベルマーレ、堺ブレイザーズ)

その他のケース

- ・公共スポーツ施設の有効活用を図る観点からスタートする(ふくのスポーツクラブ)
 - ・地域のスポーツ教室参加者が集まって生まれる。
 - ・既存の地域スポーツ振興組織の見直しや再構築を目指してスタートする。
 - ・地域の青少年健全育成や福祉の問題を検討する中から生まれる。
 - ・スポーツイベントの成功を契機として、企画した住民が中心となる。
- このようなケースから誕生する総合型地域スポーツクラブの組織形態としては、NPOを含むボランティアセクターと、企業の二つが考えられる。今回、ボランティアセクター

である「成岩スポーツクラブ」、「向陽スポーツ文化クラブ」と、株式会社の「堺ブレイザーズ」、株式会社から独立し、NPO法人格を取得した「湘南ベルマーレスポーツクラブ」の四つの組織を取り上げることにする。わが国において、総合型地域スポーツクラブを指すいずれの組織にも、改善していくべき点はあるだろう。しかし、この四つの組織は、研究・調査を進めていくうちに、日本のスポーツ環境に一石を投じる可能性のある活動をしている組織と思い、先進的事例として取り上げることとした。

第4節 先進的事例

(1) 成岩スポーツクラブ

愛知県半田市成岩中学校区で活動をしている成岩スポーツクラブは1996年3月に設立された。推進母体は「まもる会」という成岩中学校区において地域の青少年の健全育成のために、学校、PTA、区長、公民館長、保護司、児童委員から婦人会や老人会などの地域のあらゆる団体で構成されている組織である。(8)

従来、成岩地区はスポーツが盛んで、少年野球チームや少女バレーチームが歴史のある活動をしてきたが、幾つかのチームが部員不足や指導者の後継難に悩んでいた。一方、成岩中学校では、保護者や生徒の意識の多様化や、若手教員の減少などにより、部活動のあり方の抜本的改革が必要であった。また、学

区の学校体育施設は、一般開放されてい、
利用状況は飽和状態であった。そのよ、状
況から、1994年に「まもる会」が「成岩
スポーツタウン構想」(4カ年計画)を提唱し、
た。地域の既存の少年チームを総合化し、
らに中学校と連携し、小中一貫性の社会体
育化して取り込み、小中一貫性の総合的
スポーツクラブを立ち上げようとしたのである。
その後、1995年に文部省の「総合型地
域スポーツクラブ育成モデル事業」の対象と
なり、翌年にクラブを発足し、小中学生を主
な対象として活動を始めた。さらに、その2
年後の1997年には補助事業を終えて自立
したクラブとなり、高齢者まで対象を拡大
した。そして現在NPO法人格を申請中であ
る。ここでは、2002年9月14日に成岩
スポーツクラブコーディネーターであり、半
田市教育委員会事務局スポーツ課に勤務な
った榎原孝彦氏にインタビューを行った。
また、その翌日に成岩スポーツクラブ等半
田市の4つのスポーツクラブの支援を行っ
る半田スポーツクラブ機構の結成記念事業
ンポジウム「21世紀のスポーツをどう考
える」に参加させた。この成岩スポーツ
クラブの目的は青少年から高齢者ま
までを対象に生涯にわたったりスポーツ
活動を振興し、心と身体と健康作り
にと、楽しいクラブライフを創造し、
コミュニティの核として健康あふれる街づく

に寄与することである。

日常的な活動や運営では、五つの部会制がとられていいる。スクール部会、サークル部会、イベント部会、広報研修部会、メデイカル部会である。そこには印刷業や医者など多様な人々の参加があり、一人ひとりを持つ経験や技能といった財産を持ちよること、スポーツクラブの運営が成り立っている。

また、2003年秋に健康増進、スポーツ振興、地域振興などを大きく促進する活動拠点「成岩地区学校地域共同利用施設（成岩スポーツセンター）」が完成する予定である。管業務は現在、行政側が検討中だが、運営業務は成岩スポーツクラブが行うことになっていいる。この成岩スポーツセンターは成岩地区や、成岩スポーツクラブのシンボルとなるだろう。榊原氏によると、スポーツセンターがまちにあり、そこに行くこと自体が文化と呼ばれることが究極の目的である。

成岩スポーツクラブの特徴は、学校と地域が一体になってつくられてきたところにある。学校施設を地域の共有財産と考え、開かれた学校空間に共同のソフトが導入されている。そこで経験やノウハウを持つ学校の先生などの人的資源を広く地域に活かしている。

学校では、当時校長であった加藤校長の熱意のある説得のもと、成岩中学校の部活動は全員加入制から希望加入制へと変わった。活動は平日の3日間に限定し、子供たちが土日家庭や地域で過ごすことができるようにし

た。教師たちに地域活動への参加を積極的に勧めた結果、教師もまた一個人として、成岩スポーツクラブの活動へ積極的に参加するようになった。「日本の部活動が果たしてきた役割の意義を否定するのではなく、むしろそれを下の年代、上の年代に広げていきたい。そのために、学校という枠の中より地域に出したほうが広がっていくのではないだろうか」と榊原氏は語る。

既存の地域のクラブとの関係が見直されたことも特徴的である。成岩地区のすべての少年スポーツクラブチームを吸収・融合し、学校開放の利用団体に関しては、クラブに団体登録させ、クラブの提示するプログラムで活動するようになったのである。これにより、中学や、地域のスポーツ施設を効率よく使用することが可能になった。

さらに、1999年には、企業スポーツチームである大同特殊鋼ハンドボールチームが、小中学生のコーチとして協力してもらえようになった。(9)

このように、成岩スポーツクラブは、学校、地域住民、地域スポーツクラブ、企業と非常に良い関係を築けていることがわかる。資金面では1995年から97年までは文部省から補助金約1300万円、1998年から2000年は半田市等から補助金約500万円があったのだが、2001年からは補助金はもっていない。年間収入は約1500万円、支出は約1400万円という厳しい

ツクラブの社会一般の認識・理解の不足とい
う問題があったが、拠点施設は来年の200
3年に完成予定であり、理解不足という問題
は徐々にではあるが、改善されてきている。
同じく1999年には行政側の役割として、
スポーツツピジョンを作成し啓発すること。
土日の学校施設の開放等の施設の管理体系
の見直しをすること。総合型地域スポーツ
クラブへの施設利用面等の優遇措置をとるこ
と。学校体育団体と協議し大会のクラブ受け
入れを求めることが挙げられていた。これ
からもまた、すべて市の範囲では解決でき
榊原氏は断言する。(10)
このように、成岩スポーツクラブは着々と
クラブ設立当初の目的達成のために前進して
いるといえる。
しかし、依然として残る問題として以下の
ようなものがある。施設の機能が不足して
いるため会員に対する求心力が集まらない。
総合型地域スポーツクラブの公益性につい
て行政・社会一般の認識・理解不足。運営
に関わるボランティアに過度の負担がかかっ
ている。指導者・学校教師のクラブへの帰
属意識のばらつきがある。(11)
これからの問題を解決する道を探りつつ、
今やるべき、重要課題としてはNPO法人と
しての組織作りが挙げられる。法人格の取得、
そして拠点施設の完成により事業の拡大、会
員数の増加、収入の増加も望める。単なるボ
ランティア団体ではない。それらのために、

まず、今以上にしっかりと組織を作るこ
とが重要になるであろう。
(2) 向陽スポーツ文化クラブ
向陽スポーツ文化クラブの前身である向陽
スポーツクラブは、1976年に杉並区立向陽
中学校の校長の「文明・文化の発展が、地
域の日常生活の大切さを忘れさせている。人
間のぬくもりのある地域社会を取り戻そう」
というアピールにPTAが呼応し、プール開
と行っただけを契機として地域のクラブと
して発展していった。そして、1978年に
杉並区からクラブハウスを借り、活動が活
運営も委託されたことにより、活動が活
し、文化活動も加わり、1980年に「向陽
スポーツ文化クラブ」と改名した。
2000年度には21のスポーツ活動と、
23の文化活動が行われている。運営経費は
会費と参加費が大部分で、年間予算は約80
0万円である。(12)
向陽中学校の体育館、グラウンド、クラブハ
ウス、永福小学校の施設、区の温水プール、
東京電力のグラウンド、テニスコートを無償で
借りていて、光熱費や水道代、家賃は全部無
料といった点が私立のスポーツクラブ運営と
の違いだといえる。
特徴としては、企画・立案から施設の管理
まで住民が行っていること、多くのボランテ
ィアリーダーに支えられていること、スポー
ツだけでなく文化や福祉的内容をも含んだ活
動を充足できるクラブであることが挙げられ

マレーの親会社であるフジタの撤退が決定的
になっただけ、ベルマーレは「地元から集め
た資金である2億4千万円は残すから、続け
るなら地元で勝手にやってくれ」と言われて
しまった。湘南地区には大企業がないため、
中小企業の連合にならざるを得なく、さらに、
代表取締役を受け取る人がいないという
問題もあった。後者の問題は、結局、地元の
衆議院議員が引き受けてくれて解決した。鹿
島アントラーズは住友金属、ジュピロ磐田は
ヤマハといったように、チームのホームタウン
が大企業の城下町になっていればそのよう
な問題は起こらなかつたといえるだろう。
さて、Jリーグのクラブ経営はギャンブル
性の高いビジネスといえる。それは、決算を
またいだ前の年の秋に支出を先に契約でか
ためてしまふからである。さらにベルマーレの
ようなチームはホームタウンが企業の城下町
ではないため、義理買いも効かない。しかし、
プロとして、見せるチーム、見せる試合を作
り出したいという考えを持っているため、経
営はリスクになってしまふ。そのような経
営をしていて、もし赤字になってしまったら
チームとしては下部組織から削ることになる。
しかしながら、それはJリーグの「地域密着」
「スポーツ振興」という提唱に対して、逆行
することになる。この「スポーツ振興」とい
う部分は公共性が非常に高いものである。そ
こで、国や地域から補助金を貰ったり、受益
者負担の考えが生まれ、NPO法人格の取得

に至った。NPO法人のメリットとしては、親会社の好不調に関係なく継続的にやっけていくことができる。また、補助金を申請できることもメリットとして挙げられる。しかし、真壁氏は補助金がいつ貰えなくなるかわからないので、あまり行政に頼ってはいけないとも考えている。また、公共性をアピールしてグラウンドを借りやすい状況を作ろうと現在努力している最中という。以上のような理由から、真壁氏は、全てのJリーグチームがNPOを作るべきではないかと考えている。それは「プロの球団」を守るというより、「地域のスポーツ振興」を守るという考えが真壁氏にはあるからであろう。

そのような考えを持つNPO法人ベルマーレスポーツクラブの目的は生涯を通じて誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる環境整備を進めていくことと、スポーツを核としたコミュニティづくりを進め、地域に根ざしたスポーツクラブを定着させることである。

活動内容はサッカー、ビーチバレー、トライアスロンの3競技5種目（サッカー、ビーチバレー、水泳、自転車、陸上）を中心とした湘南地区でのスポーツ振興事業で、具体的にはスポーツの大会の開催、スポーツ教室の運営、小学校への巡回授業、指導者育成事業、湘南ベルマーレ下部組織（U15以下）の活動、総合型スポーツクラブの拠点作りの研究などである。2001年には10市町の6

1 の小学校に巡回し、体育の授業でサッカー指導を行った。

現在、小学校では高齢の先生が増え、体育の授業で一緒に走ることができず、子供にとって体育が楽しくないという問題があるようである。ベルマーレは巡回授業を行っている。今は授業の手伝いとしてだが、その延長として、学校が困ったときの受け皿をやりたいと考えている。目的は子供たちにスポーツの楽しさを伝えることなのである。そんな巡回授業の噂が口コミで広がり、実施した学校から再び実施してほしいという要請だけでなく他校からもオファーが来た。去年は64校、今年は約90校、3年目にあたる来年は約120校巡回することになるであろうと予想している。

また、部活動巡回も行っている。これはベルマーレ平塚時代から行っているものだが、目的は、スポーツの楽しさを教える巡回授業とは異なりサッカーの普及と技術の向上である。最近では学校の現状を考え、部活動巡回の数を少しずつ減らし、巡回授業のほうに力を入れてきている。

他のスポーツクラブとのネットワーク作りはというと、現段階では、あまり積極的ではないようである。現時点で複雑なネットワークを作るより、住民にとって楽しくわかりやすくすればそれでいいと考えているからだ。ただし、イベント事とかでは、同じような考えを持った団体と共催はしていくとのことであった。そのようなクラブとして湘南シーレッツ

クス（野球）、湘南ブレイカーズ（バスケットボール）、荏原製作所（テニス）等を挙げていた。このように外部と協力関係を築いてはいくが、まずは、ベルマーレとして、3競技5種目の定着をはかろうとしている。

資金面では株式会社ベルマーレと分裂したため、1500万円の穴を埋める必要性があった。そのために現在、3年間かけて年度契約20万円のスポンサーを集めようとしている。湘南地域には幼稚園等の教育現場をもつ宗教法人や、そこそこの富裕層がいるのでスポンサーは集まるであろうとベルマーレ側は考えている。ただし、急ぐことはせず本来に理解してくれた企業から資金を集めるところとで現在は20社集まっている状況ある。

また、トトの補助金が800万円、平塚市と開発公社からのスクールの補助金を貰っている。今後スクールの数を増やして収入増加をはかる予定もある。

人材の獲得・育成に関しては、まず活動の拡大に伴い、コーチが不足している。そこでボランティアコーチを募集し、技術のある人のみを選出するように考えている。マネジメントの部分でも、仕事が増えてきたため、事務局にアルバイトを増やそうと人選中である。今ベルマーレスポーツクラブが一番やるべきことが、「人集め」「人の巻き込み」すなわちコーチ等の内部の人間や、外部からの参加者を集めることである。そのために、現在交渉を始めたり、告知したり、フリーペーパ

一を発行したり、ホームページを活用してい
る。住民に対しても、参加者は十分とはい
ないが、スポンサー企業と同じく無理や
り集めることはせず、理解してくれ
る人、楽しんでくれる人を徐々に集め、
リピーターを増やしていく。真壁氏曰く、
「ベルマーレのキーワードは楽しさと人
なのである。」
(4) ブレイザーズスポーツクラブ
多くの人々に、バレーボールというスポ
ーツを通じて「夢と感動」を与えらるこ
と・・・それが、ブレイザーズのテーマ
である。ブレイザーズとしては地域住
民やファンの人々に貢献するためには、
地域住民の交流の場を提し、健康増進
に協力するなど、さまざまな役割を果
たしていかなければならないという考
えに基づいて活動している。しかし、
何よりも大切なのは、やはりバレーボ
ールの楽しさ、日本一のチームのプレ
ー、よそのチームにはない特徴と魅力
を持ったバレーボールを観てもらった
ことによつて、夢や感動を共有して
もらっていることだと考えている。
2000年11月、「企業スポーツの新たな
方向を目指して」と題する発表を行った
新日鉄は4ヶ所にある野球部（八幡、
広畑、名古屋、君津）、男子バレーボ
ール部（堺）、ラグビー部（釜石）、
柔道部（本社と広畑）を、地元市民
や複数企業、自治体から支援を得て
運営する「広域チーム」にする決定を
下した。そして同年12月5日、新日
鉄は正式に10

0%の出資による「株式会社ブレイザーズスポーツ
ーツクラブ」を設立し、自治体の支援を求めながら、
イザーズ」の市民クラブである。理由は、体育館や選手等をより
全国密着の市民化の提供できること、ヨークの現在の援
地を切ったクラブに市民の応援であるため、当面は新得し、同
をクラブ化の理由は、体育館や選手等をよりよ
クラブに提供できること、ヨークの現在の援
オープンに市民の応援であるため、当面は新得し、同
うに市民は無理で中小のスポーツを集めて自治体の支援を
日本では無つ、中小的のスポーツを集めて自治体の支援を
助を得つ、中小的のスポーツを集めて自治体の支援を
時に地元の市民の普及と発展のため、企業と市
得ていくというこの普及と発展のため、企業と市
スポーツの普及と発展のため、企業と市
民が一体となつて取り組んでいく、総合スポーツ
ーツクラブとしてのバレー教室の開催、大会の選
化と普及のためなどの総合スポーツ大会への還
ザーズカップなどの総合スポーツ大会への還
開催、さらに、野球場や球技場や体育館などの場
元、さらに、野球場や球技場や体育館などの場
施設を開放するところなどだ。マさんチームが
をより多くするところなどだ。マさんチームが
堺市内には100以上のマさんチームの高等か
あり、もとあったが、少子化、指導者不足等
土地柄であったが、少子化、指導者不足等
ら18歳以下の競技人口は頭打ちだった。さ
らに、堺市教育委員会から「不登校児や非
行少年の指導をこれにこたえて、小中高生のバ
レイザーズはこれにこたえて、小中高生のバ
レーボール教室、交流試合、スポーツクリニ

サッカーや指導者講習などを積極的に行うようになった。
また、選手育成に関してもサッカーJリー
グ同様、年代別の組織発足を検討中で、優秀な指導者が子供たちに高いレベルのプレーを植え付けようとしている。

第5節 先進的クラブの比較・分析

前節で取り上げた4つのクラブは、日本における総合型地域スポーツクラブの先進的な事例であり、類似した目的を掲げているのだが、それぞれクラブは活動範囲や組織形態などさまざまな違いが見られる。そこで4つのスポーツクラブを比較・分析し、多様なクラブの誕生してきた総合型地域スポーツクラブのそれぞれ良さや、共通する理想的なものを探っていこうと思う。

(1) 範囲

まず、活動範囲について考えてみようと思う。ボランティアセクターである成岩スポーツクラブと向陽スポーツ文化クラブは1中学校区を活動範囲としていが、企業である堺ブレイザーズ、企業から独立してNPOになった湘南ベルマーレスポーツクラブは1都市1拠点という考えを持っている。これは、クラブ設立の理由に原因があるだろう。成岩も向陽も学校と地域との関係を見直そうとしてきたクラブである。これに対し、ブレイザーズは企業スポーツクラブであったため、その街全体の人々のためにつくられたクラブである。

また、ベルマーレはＪリーグチームであるため、ホームタウン全体を活動範囲とする必要がある。

範囲が狭すぎると会員の対象人口が少なく、会費収入を中心とした恒常的な自主運営が難しくなる可能性があるが、逆に範囲を広くしすぎると、会員の対象人口は多くなり、一人あたりの会費が安価に押さえられ、徴収が楽になる反面、日常的に会員が交流するところが難しくなり、活動内容もプログラム提供に終始してしまうおそれがある。(13) スポーツ振興基本計画では、中学校区程度の地域を最終目標として掲げている。学校区などの行政区割りでは、行政上の効果や効率を考えて設定されているので、クラブの地域的な範囲を考える参照になるだろう。しかし、その計画の最終目標にとらわれず、あくまで拠点となる施設を中心として、会員が徒歩や自転車で日常的に無理なく通える範囲を考えることが大切だろう。

設立したスポーツクラブの活動範囲が狭く会員が集まらない場合は、隣接するスポーツクラブとの連携を図ることもできる。逆に、範囲が広すぎた場合は、拠点施設を増やし、地域を分割することもできるだろう。地域の実情に応じ、永続的なクラブとなり、かつ会費が帰属意識を持てるようなクラブの工夫を検討し、常に見直していくことが必要である。

(2) N P O 企業か
次に組織形態を見ていこうと思う。各クラブ
の2002年12月現在の組織形態を確認
すると、成岩スポーツクラブは2002年9
月3日に、NPO法人格を申請し、現在はま
だ任意団体であるが、法人格取得は時間
の問題である。向陽スポーツ文化クラブは、
任意団体であり、法人格取得の予定はない。
湘南ベルマーレスポーツクラブはNPO法人
であり、プレイヤーズスポーツクラブは株
式会社である。
では、各クラブのその形態をとっている理
由は何であろうか。成岩スポーツクラブの榊
原氏にインタビューしたところ、「理念とし
て子供たちの健全な成長や子供たちを
みんなを見ていけるようであり、そのよ
うな理念から通して行こうという選択は
なかった」ということである。
向陽スポーツ文化クラブに関しては、規模
を拡大するつもりもなく、運営や活動内
容の充実を求めていく予定であるため、
また、今さら信頼性をアピールする必要
もないため、法人格取得の予定はないと
いう。そしては株
式会社湘南ベルマーレが経営破綻をし
ても、新クラブの側で子供たちにサッカー
を教えることは存続する。サッカーの
基盤は存続する。サッカーの
一以外からも協力が得られやすくな
る。自治体から施設の優先的な貸し出し
を受け

や す い こ と 。 任 意 団 体 や 株 式 会 社 よ り 、 サ
ッ カ ー 中 学 生 以 下 の 経 費 活 動 に 皿 に も な り や す い こ
と 。 1 5 0 0 万 円 の 強 化 費 に 充 て ら れ る こ と 、 な
ユ ー ス チ ー ム の 強 化 費 に 充 て ら れ る こ と 、 な
ど が あ げ ら れ て い た 。 プ レ イ ザ ー ズ は と い う と 、 N P
O 法 人 で は な く 株 式 会 社 に し た 理 由 と し て 、 N P
開 示 の 義 務 な ど が 株 式 会 社 の 手 続 き の 煩 雑 さ と 情 報
た と き に 会 社 の 残 余 財 産 を 取 り 上 げ ら れ る の 会
は 困 る 。 補 助 は 頼 り に し て い な い 。 親 会
社 か ら の 支 援 を い つ か ぜ 口 に し て 、 収 益 を 上
げ る こ と が 目 標 と な っ て い る 。 (1 4)
は た し て 組 織 形 態 と し て は ど ち ら が よ り 良
い の だ ろ う か 。 N P O な ら ば 、 地 域 住 民 が 運
営 し 、 学 校 等 の 公 共 施 設 を 利 用 し や す い 状 況
に あ る 。 ま た 、 寄 付 金 や 助 成 金 を も ら え る と
い う メ リ ッ ト も あ る 。 こ の よ う な 理 由 か ら 学
校 関 係 者 等 が つ く っ た 任 意 団 体 は N P O 法 人 助
を 取 得 し よ う と い う 傾 向 に あ る 。 た だ し 、 助
成 金 と い う も の は 常 に 貰 え る と は 限 ら な い 。
し た が っ て 、 N P O は 助 成 金 等 に 頼 ら ず 、 自
立 し た 組 織 を 作 る 必 要 が あ る 。
一 方 、 企 業 の 場 合 は 、 資 本 市 場 か ら 大 き な
資 金 を 獲 得 す る こ と が で き る 。 ま た 、 助 成 金
は 得 ら れ な い が 、 そ れ は 逆 に 、 組 織 が 自 立 で
き て い る こ と に も な る 。
そ の 団 体 と 地 域 の 実 情 に 合 わ せ 、 N P O と
企 業 の メ リ ッ ト 、 デ メ リ ッ ト を 比 較 し な が ら

検討することが最善であろう。
以上のようによく考えてみたのだが、基本的に非営利はNPOであり、企業は営利を目的とするのではない。したがって、営利を追求する企業には向いていない。地域に密着するにはNPOだ。」というような考えを持った人も少なくないだろう。しかし、「会社とNPOの違いは収益をメンバーに配分するか、しないかの違いだけ」なのである。(15)近年、企業の経営手法を積極的に活用して、社会問題の解決の取り組みを社会的起業家といわれる人々もでてきている。

NPOだから地元で密着することができ、企業ではそうすることができないというわけではない。ただ、一般市民の幻想として、NPOイコール非営利かつ公共性がある活動を行っているというイメージがあるとするならば、NPOのほうが信頼を得やすいということも考えられる。だが、この「どちらが信頼を得やすいか」という問題に関しては、スポーツクラブの発信する情報やメッセージにより変化するものであり、組織形態で優劣がつくものではないという考えにたどりついた。大事なことは、スポーツクラブを設立してから、地域とどのように接していくか、ということである。

(3) 外部との関係

総合型地域スポーツクラブは、学校や、スポーツ少年団等の地域スポーツクラブとの関

係も非常に重要である。

成岩スポーツクラブは学校との間に信頼関係が築かれており、土日、夜間の学校の管理・運営は成岩スポーツクラブ自身が行っていたり、教師が成岩スポーツクラブのボランティア指導者組織に入っていたりする。その信頼関係の大きな理由は学校と地域を包含している組織である「守る会」が推進母体であること、
「守る会」の事務局は学校の生徒指導の先生（当時は榊原氏）であり一般市民から見たら学校が率先してスポーツクラブを作っていること見えてもおかしくないこと、当時の成岩中学校の校長が「地域あつての学校」という信念を持っていたことなどがあげられる。

さらに、既存の他のクラブとの関係が見直され、すべての少年スポーツクラブチームを吸収・融合し、学校開放の利用団体に関するプログラムで活動するようになったのである。

この二つの信頼関係により、中学校や、地域のスポーツ施設をより多くの人々が効率よく使用することが可能になったのである。

また、向陽スポーツ文化クラブは対外試合のある部は学校主導、その他は地域主導型へ移行するという構想を示している。これは向陽スポーツ文化クラブから学校側へ意思表示がされている。この事態を一步進めるか否かは、学校側がいかに向陽スポーツ文化クラブを活用するかにかかっている。また、部活動

は、過度に勝敗を重視しているとか、一度入ったらなかなかやめられないなど、硬直性、閉鎖性も指摘されている。これに対し、総合型スポーツクラブは高いレベルを目指す人から健康志向の人まで、スポーツに対する幅広いニーズを包み込んでいる。両者の提携は、部活の悪弊を見直す好機になるだろう。(16)

部活動だけでなく体育の授業にもあてはまることだが、指導者不足に悩む学校にとって、経験を積んだ優秀な指導者を発掘し、部活や授業の指導の補助を得る格好の場ともなるのではないだろうか。現に、向陽スポーツ文化クラブ、湘南ベルマーレ、堺ブレイザーズはかたちこそ違うが、学校の授業や部活動の手助けをしている。

学校の先生が地域へ、地域のスポーツクラブの指導者が学校へ、というように、それぞれの地域の実情にあわせ、助け合い、抱える問題を改善、解決していくことが望ましい。さて、スポーツ少年団等の地域スポーツクラブとの関係はというと、成岩スポーツクラブのように、スポーツクラブを吸収・融合するケースもあれば、既存のクラブを単一のクラブとして残し、協力関係を築いている例もある。すべてのクラブが総合型になる必要はない。総合型スポーツクラブが根付いているヨーロッパの国々でも、単一種目のクラブがもちろん存在する。しかし、協力関係を築くことで、会員が得られるメリットも多くある。したがって、近隣のスポーツクラブに対し、

いきなり合意を求めるのではなく、スポーツ
ビジョンについての理解と協力を得るために
働きかけ、互いのクラブがより良いスポーツ
活動を行える状況をつくりだすことが望まし
いといえる。

また、地元企業との関係も大切である。企
業からは協賛金だけでなく、用具や商品、人
材の提供も考えられる可能性がある。だが、
それらを得るためには、企業にとってのメリ
ットを提示する必要があるだろう。例えば、
クラブ主催の大会やイベントでの販売促進の
機会の提供したり、クラブ主催の大会やイベ
ントにおける企業名やロゴの優先使用させたり、
クラブ発行の広報誌等への企業広告の掲載
することなどが考えられる。(17)

以上のように、その街にある学校、スポー
ツクラブ、企業、商店街等様々な組織に、自
分たちのクラブのイメージや、地域の実情に
即したスポーツビジョンについての理解を求
め、協力を得ることがクラブだけでなく、そ
の街全体の大きな財産になるだろう。

(1) 文部科学省 [3] 4 ページ

(2) 同上

(3) 文部科学省 [4] 132 ~ 133 ページ

(4) 文部科学省 [3] 91 ページ

(5) Jリーグ [w1]

http://www.j-league.or.jp/about_j/100_2.html

(6) 文部科学省 [3] 33 ページ

(7) 大木 [7] 41 ページ

-
- (8) 地域スポーツ推進研究会 [14]87 ページ
 - (9) 成岩スポーツクラブ [w5]
<http://www.narawa-sportsclub.gr.jp/history/default.asp>
 - (10) 地域スポーツ推進研究会 [14]93～94 ページに挙げられていた課題をもとに、榊原氏にその後の経過を尋ねたものである。
 - (11) 同上
 - (12) 日本スポーツクラブ協会 [6]38 ページ
 - (13) 文部科学省 [3]65 ページ
 - (14) ちいき倶楽部ドットコム [w11]
http://chiikikurabu.com/assembly/010526_27_21cSCS.htm
 - (15) 読売新聞、2002年11月6日「支援体制作り着々」
 - (16) 読売新聞、2002年7月8日。「硬直性を見直す好機」
 - (17) 文部科学省 [3]35 ページ

第 6 章 これからのスポーツクラブ・スポーツ N P O の可能性

スポーツ N P O は、まだ発展途上である。基盤が脆弱なところもあるだろう。だが確実に大きくなりつつある。また、自主自立というスポーツ本来のあり方が N P O の精神ともうまく合っているように思える。スポーツ N P O は今後日本のスポーツに大きな変革をもたらす可能性を持っているといえるのではないだろうか。

N P O が発信する企画・提案は新しいニーズにこたえていくものであるから、スポーツ振興の新しい役割を担うことができるはずである。今スポーツをしていない層に対してもアプローチできるだろうし、スポーツ愛好者のみならず、スポーツにこれまで目を向けていなかった人に目を向けてもらったり、スポーツの社会的価値を説明できたり、発信できたりすると、スポーツの枠内だけでなく、社会全体に発信していく役割を果たすことが可能であり、その点で大いに期待できる。

企業スポーツで多くみられる休部や廃部などから N P O 法人を立ち上げた例もあるし、市民レベルでスポーツ振興を図るために起こされた N P O 法人もある。それは、スポーツクラブサービスを行う団体や、スポーツに関するセミナーを開催する団体、スポーツに関する情報提供を行う団体、さらにスポーツと限定せず、人々が健康な人生を歩めるようスポーツを含み身体活動を中心に捉えている団

体など様々である。多種多様であるが、市民レベルでスポーツや生活のあり方を見直し、自分たちで変えていこうとしているのがスポーツNPOだと言える。

各スポーツNPOの概要にスポーツ文化という文字が多くみられるのも決して偶然ではなく、新しいスポーツ・運動・生活環境をつくっていこうという意気込みが感じられる。そこにはまだ困難がつきまとうが、これからの日本のスポーツを変革していく大きなエネルギーになることは期待できる。

スポーツNPOが盛んに立ち上げられるようになった一方で、学校スポーツ、企業スポーツという枠組みが危うくなってきた。そのような時期に、総合型地域スポーツクラブ構想が始まった。1995年度から現在の文部科学省が総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業をスタートし、今年度で7年目を迎える。前例の少ない取り組みの中で、試行錯誤を繰り返しながら推進してきたこの事業に追随し、1997年度からは、日本体育協会が、スポーツ少年団を核とし、また、スポーツ少年団が持つ全国的ネットワークとクラブ経営のノウハウをもとに、地域住民一体となった総合型地域スポーツクラブづくりを推進するモデル事業を展開している。スポーツ少年団の中にはそれだけの歴史と組織力、そして求心力があり、総合型地域スポーツクラブの展開を可能にする力があるクラブもある。スポーツ少年団の基盤が弱い地域や既に推進母体

となる住民組織やクラブ組織が存在する地域には文部科学省が推進するような総合型地域スポーツクラブが適しているかもしれない。つまり、地域の実情に応じた形でさまざまな組織・団体を軸にした総合型地域スポーツクラブが存在し、それぞれのスポーツ振興政策やビジョンに沿った形で総合型地域スポーツクラブを推進していくことが望まれる。そのためには、総合型地域スポーツクラブを支える各組織や地域のスポーツ指導者の連携・協力が不可欠である。

このように地域の核となる総合型地域スポーツクラブが有している可能性に対し、地域住民が理解を深め、豊かな生涯スポーツ社会を実現できるよう積極的に努めていってほしい。主役は私たち、地域住民一人ひとりなのである。

< 参 考 文 献 一 覧 >

- [1] 影 山 健 『 国 民 ス ポ ー ツ 文 化 』 大 修 館 書 店 、
1 9 7 7 年 。
- [2] 森 川 貞 夫 『 生 涯 ス ポ ー ツ の す す め 』 共 栄
出 版 、 1 9 8 4 年 。
- [3] 文 部 科 学 省 『 ク ラ ブ つ く り の 4 つ の ド ア 』
株 式 会 社 ア ド ス リ ー 、 2 0 0 2 年 。
- [4] 文 部 科 学 省 『 わ が 国 の 文 教 施 策 心 と 体
の 健 康 と ス ポ ー ツ 』 大 蔵 省 印 刷 局 、 1 9
9 8 年 。
- [5] 文 部 科 学 省 『 わ が 国 の 文 教 施 策 文 化 立
国 に 向 け て 』 大 蔵 省 印 刷 局 、 2 0 0 0 年 。
- [6] 日 本 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 協 会 『 ス ポ ー ツ ク ラ
ブ 白 書 2 0 0 0 』 厚 有 出 版 、 2 0 0 1 年 。
- [7] 大 木 昭 一 郎 『 ス ポ ー ツ ク ラ ブ の 作 り 方 』
日 本 ス ポ ー ツ ク ラ ブ 協 会 、 2 0 0 2 年 。
- [8] 尾 崎 正 峰 「 日 本 型 地 域 ス ポ ー ツ ク ラ ブ は
構 想 ・ 実 現 で き る の か ? 」 一 橋 大 学 ス ポ
ー ツ 科 学 研 究 室 『 研 究 年 報 1 9 9 9 現
代 ス ポ ー ツ の 新 展 開 』 1 9 9 9 年 所 収 。
- [9] S S F 『 ス ポ ー ツ 白 書 2 0 1 0 』 笹 川 ス
ポ ー ツ 財 団 、 2 0 0 1 年 。
- [1 0] S S F 『 ス ポ ー ツ N P O 法 人 に 関 す る 調
査 報 告 』 笹 川 ス ポ ー ツ 財 団 、 2 0 0 1 年 。
- [1 1] 多 々 納 秀 雄 『 ス ポ ー ツ 社 会 学 の 理 論 と 調
査 』 不 昧 堂 出 版 、 1 9 9 7 年 。
- [1 2] 谷 本 寛 治 「 N P O と 企 業 」 一 橋 大 学 商 学
部 経 営 学 部 門 編 『 経 営 学 概 論 』 税 務 経 理
協 会 、 1 9 9 9 年 所 収 。

- [13] 谷本寛治「事業型NPOの現状と課題」一橋大学スポーツ科学研究室『研究年報2002 21世紀のスポーツ課題に向けて』2002年所収。
- [14] 地域スポーツ推進研究会『スポーツクラブのすすめ 豊かなスポーツライフの実現に向けて』ぎょうせい、1999年。
- [15] 渡辺融『現代社会とスポーツ』放送大学教育振興会、2001年。
- [16] Willbert Marcellus Loonard
『A Sociological Perspective of Sport』Ally and Bacon、1998年。
- [17] 山口泰雄『生涯スポーツとイベントの社会学』創文企画、1996年。
- [18] 山岡義典『NPO基礎講座 市民社会の創造のために』ぎょうせい、1997年。

< 参 考 U R L - 覧 >

- [w 1] J リ ー グ <http://www.j-league.or.jp/>
- [w 2] かな が わ ク ラ ブ
<http://www2.plala.or.jp/kanagawaclub/>
- [w 3] ク ラ ブ ネ ッ ツ
<http://www.clubnetz.or.jp/>
- [w 4] 文 部 科 学 省 <http://www.mext.go.jp/>
- [w 5] 成 岩 ス ポ ー ツ ク ラ ブ
<http://www.narawa-sportsclub.gr.jp/>
- [w 6] 日 本 N P O セ ン タ ー
<http://www.jnpoc.ne.jp/>
- [w 7] 野 村 総 合 研 究 所 <http://www.nri.co.jp>
- [w 8] 笹 川 ス ポ ー ツ 財 団
<http://www.ssf.or.jp/>
- [w 9] 堺 プ レ イ ザ ー ズ ス ポ ー ツ ク ラ ブ
<http://www.blazers.gr.jp/>
- [w 1 0] 湘 南 ベ ル マ ー レ
<http://www.bellmare.co.jp/>
- [w 1 1] ち い き 倶 楽 部 ド ッ ト コ ム
<http://chiikikurabu.com/>